

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

熊本市上熊本駅自転車駐車場	熊本市西区上熊本2丁目477番地2
熊本市段山自転車駐車場	熊本市中央区段山本町203番地2

別表第3に次のように加える。

熊本市上熊本駅自転車駐車場	1月1日から 12月31日 まで	午前0時から 午後12時まで	供用時間中	供用時間中
熊本市段山自転車駐車場	1月1日から 12月31日 まで	午前0時から 午後12時まで	供用時間中	供用時間中

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提出理由)

上熊本駅自転車駐車場及び段山自転車駐車場を新設するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。